

# 健康・医療戦略の推進体制

政策的助言

本部令第2条

健康・医療戦略参与会合

産業界・医療関係機関等の有識者  
健康・医療分野の成長戦略  
医療分野の研究開発の出口戦略  
等に関する専門的助言

## 健康・医療戦略推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣

本部員：その他国務大臣

- ・健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進
- ・医療分野の研究開発の司令塔機能の本部の役割
  - 医療分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進
  - 医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整 等

本部令第2条

## 健康・医療戦略推進会議

議長：健康・医療戦略担当大臣

議長代行：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府副大臣

副議長：健康・医療戦略担当大臣を補佐する内閣府大臣政務官及び  
内閣総理大臣補佐官（健康・医療戦略室長）  
構成員：関係府省局長クラス

専門的調査

本部令第1条

医療分野の研究開発に関する専門家で構成  
医療分野研究開発推進計画の作成及び  
実施の推進に関する調査・検討

## 健康・医療戦略推進専門調査会

創薬支援ネットワーク  
協議会  
H25.4.17発足

次世代医療機器  
開発推進協議会  
H26.8.25発足

次世代医療ICT  
基盤協議会  
H27.1.21発足

健康・医療戦略  
ファンドタスクフォース  
H26.3.24発足

次世代ヘルスケア  
産業協議会  
H25.12.24発足

医療国際展開  
タスクフォース  
H25.7.11発足

新 ゲノム医療実現推進に関するアドバイザリーボード

ゲノム医療実現  
推進協議会  
H27.1.21発足

ゲノム情報を用いた医療等の  
実用化推進タスクフォース（厚）